

第四十六回国会 衆議院 通信委員會議 録 第二十九号

昭和三十一年六月十日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事佐藤洋之助君 理事森山 欽司君

理事大柴 滋夫君 理事栗原 俊夫君

理事森本 靖君

木部 佳昭君 小泉 純也君

佐藤 孝行君 椎熊 三郎君

本名 武君 山本 幸雄君

片島 港君 柳田 秀一君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

郵政技官 (大臣官房電氣 通信監理官) 野口 謙也君

郵政事務官 (電波監理局長) 宮川 岸雄君

委員外の出席者

郵政事務官 (電波監理局長) 高田 希一君

規課長 藤木 栄君

郵政技官 (電波監理局長) 藤木 栄君

線通信部長 平山 温君

日本電信電話公 社総務理事 橋本 一郎君

日本電信電話公 社施設局長 水田 誠君

専門員 水田 誠君

六月六日

特定郵便局舎等整備促進法案の成立
促進に関する陳情書(各別市議會議

第一類第十一号 通信委員會議録第二十九号 昭和三十一年六月十日

長林義政(第五九四号)

東北地方にカラーテレビ放送網拡充
に関する陳情書(宮城県議會議長門

伝勝太郎)(第五九五号)

テレビジョン及びラジオの難視聴地
域解消に関する陳情書(中国五県議

会正副議長會議代表岡山県議會議長

杉本昌太)(第六九一号)

有線放送電話関係法の改正等に関す
る陳情書外十二件(大分市長安東玉

彦外四百五十二名)(第七三六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一四六号)(參議院送付)

○加藤委員長 これより會議を開きま
す。

電波法の一部を改正する法律案を議
題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これ
を許します。森本靖君。

○森本委員 それではきょうは、この
前に引き續きまして、この間は条約に

基づくところの電波法の改正でござい
ましたが、今回は、高層建築物に対す

るマイクロ波の通信障害対策について
新しい規定を電波法の中に設けるとい

うことになっておりますので、それに
ついての質問を行ないたいと思つわけ

であります。

まずお聞きしたいと思つますこと

は、郵政省と建設省との間でマイクロ
波の通信路の障害対策に関して何か覚

え書きを交換しておるといふことを聞
いておりますが、その内容はどういふ

ことになっておるか、それから、その
覚え書きと今回の改正措置との関係が

どうなつてくるか、その点を御説明願
いたい。これは事務局でけっこうで

す。

○宮川政府委員 昨年の十一月二十五
日に郵政省と建設省との間におきまし

て、高層建築物によるマイクロ波通信
路の障害対策に關しまして覚え書きを

交換してあるのであります。その覚え
書きの内容は、マイクロ波の伝搬路に

障害を与えるおそれのある高さ三十一
メートルをこえる建築物、その建築物

を建てようと思つて建築主が建築の確
認または許可の申請書を都道府県知

事、いわゆる特定行政庁に提出しなけ
ればなりません、この提出した場合

におきまして、それによつて大体どう
いうような三十一メートルをこえる高

層建築物ができるであろうかというこ
とが、都道府県知事のほうにはわかる

わけでありまして、それをなるべく
早く電波監理局のほうに知りまして、

それによつて免許人の申請を指導して
いこうというこのために、ただいま

話し合つた確認もしくは許可の申請書
が出ました場合に、その申請の概要を

知り得るようになつておること、
建設省、郵政省との間でも協力

約束したものでございます。この覚え
書きが締結された後におきまして、実

際には、郵政省と建設省との間で、伝
播路の障害になるというふうなことは

まだ起こつていないようでございます。

今般の電波法が改正されましたも
と、法律では重要通信路というものを特

きめまして、重要通信路に對しまして
は、今回の法律にあるような、建築主

のほうに對しましても義務を課してい
るわけでありまして、それ以外の分野

の通信というものは、それ以外の分野
の通信に關しましては、この覚え書きに

よつて、今後重要通信路でないマイクロ
エーブが障害になることを未然に防止

するといふたてまえにおきましては、
この覚え書きが役立つものといふふう

に考へております。

○森本委員 その覚え書きを資料とし
て御提出をお願いしたいと思います。

それから、その覚え書きによつて今
回の改正措置がなされておるといふこ

とですか。

○宮川政府委員 この覚え書きは、と
にかく兩者の間におきましての協力に

よつて、実際に法律が制定されなくて
も、ある程度行政的な指導によつてい

くことができるようになつておること、
つまり、建築主側には法律

的な義務が課せられていないわけでご
ざいますので、今後重要通信路に關しま

しては、この法律によりまして二年
ないし三年の建設の延期と申します

か……。

○森本委員 局長、私の質問をよく聞
いて、それに対して合つた答弁をして

もらわないと、そこに書いてあるとお
りの答弁をしたら時間が長くなりまし

す。いいですか。私が聞いておるの
は、いまの点は、その覚え書きに從つ

てこの改正がなされておるかどうかと
いうことですから、その改正がなされ

ておるならおる、なされておらなけれ
ばどうでない、そういう回答をして

もらわないと、初めから用意した回答を
そのまま讀んでおつたら、これは三時

間か四時間かかる。そんな時間はこ
ろもないから、局長、きつて言うよう

だけれども、その辺ひとつ要領よく答
弁してください。

○宮川政府委員 法律改正をする前に
覚え書きを交換いたしましたして、事前

の策をとつたわけでございます。

○森本委員 そこで、その覚え書きに
從つてこの改正がなされておる、大体

こういうことですか。

○宮川政府委員 覚え書きの趣旨を一
段と法律的にはつきりさしたわけでご

ざいます。

○森本委員 そういふふうには質疑応答
していきば早くいくから、ひとつ十分

考へて答弁をお願いしたいと思います。

そこで、次にちょっと参考までに聞
いておきたいと思つますが、要点を要

領よく答えてもらいたいと思つます。

マイクロ波の通信路の障害対策につ
いて、諸外国の立法例というものを一

応御説明願ひたいと思つたのです。大
体主要国でけっこうですから、速記録に

残しておきたい、こう思っておるわけ
です。

○宮川政府委員 この問題につきましては、十カ国に実情を照会いたしました。回答を求めています。立法措置を講じております国が二カ国でございます。これはフランスとイタリアでございます。

います。立法措置を講じないで、行政上その対策を講じております国が四カ国ございまして、これはイギリスとカナダとデンマーク、スウェーデンでございます。他の四カ国のアメリカ、オーストラリア、ベルギー、スイスにつきましては、立法上、行政上の措置を講じていないということを回答もらっております。

○森本委員　そういたしますと、アメリカのようなところはどうかうふうになつていますか。

○富川政府委員　アメリカにおきましては、マイクロ波の利用と建物の建て方ということの關係におきまして、建物が非常に高いわけで、そういう上にマイクロウェーブの設備をつくるということが初めからあったとみえまして、そういうようなことの必要がおそらくなかったのだらう、そういうふう
に考えております。

○森本委員　そうすると、エンパイアステートビルの上に、ニューヨークの送信所みたいなものがあるんじゃないですか、たしかそうだったと私は記憶しておるのですが、どうですか。

○藤木説明員 エンパイアステートビルの上には、御存じのようにテレビのアンテナがありまして、ニューヨークシティをカバーしている。そのほかにいろいろなマイクロウエーブの施設もございます。

○森本委員　そうするとアメリカでは、初めから、高い建物ができておつて、その上にマイクロ波を受けるものができておるからその必要がない、こういうことですか。

○宮川政府委員　そのとおりだろうと思います。

○森本委員　その場合にも、しかしそれより高い建物ができたら困りはしないか。だから、私もこの間アメリカに行つて、そのことをちょっと聞いたことがありますがけれども、それに対する回答としては、まあそういう心配はないというようなことを言つておりましたが、しろうと考虑では、これがたとえばデンバーとか、あるいはああいういなかのほうの——いなかというか、ああいう都市に行つた場合に、将来これはひつかかってくるんじゃないかと

いうようなことも懸念をされるわけですが、そういう場合に、たとえば市内は市内で、ケープルならケープルで引っぱるというような措置をアメリカで講じておるところはないですか。

○藤本説明員　アメリカにおきましては、先ほど局長からの答えがありますように、大体建物のほうが先にできまして、マイクロウエーブのはうはあと

から發達したものでありますので、高い建物の上にバラボラのアンテナをのせるとか、あるいは郊外の、建物と關係のないようなところに中継所を置きまして通信をやっている。その郊外からは当然ケーブルで市内へ運んでくるというような現状であると思います。

○森本委員　そういうふうなことも日本でもやはりある程度考えてみる必要がありはしませんか、電電公社は。

○平山説明員　お答えいたします。

マイクローエーブを都心までマイク
ロで引くか、あるいは郊外までマイク
ロで、そこからあと同軸ケーブルにす
るか、こういう問題でございますが、
経済的に申しますと、マイクローエー
ブを都心まで持ってこられるほうが経
済的だと思います。ただ、いまのよう
な電波の妨害というようなことを考え
ますと、場合によっては同軸ケーブル
で引く場合もございませうけれども、そ
の辺は、アンテナを高くした場合、あ
るいはアンテナを高いところに置くこ
とができる場合には、なるべく都心ま
でマイクローを引き込むようにするほう
がいいと思いますし、そういうことが
許されない場合には、郊外にマイクロー
のステーションを置いて、そこから同
軸ケーブルということをやはり個々の
具体的なケースについて考えていくべ
きだと思っております。

○森本委員　そういうものを個々の具體的なケースで考えるということよりも、今後やはり総合的な日本の都市計画というものと、それからどうせ日本の通信計画というものは、日本の経済力の発展した形において総合的に計画していかなければならぬわけであって、電電公社もやはり第三次五カ年計画、第四次五カ年計画をやるに從つて、そういう恒久的な一つの方策を考えていく必要があるのじゃないです。

か。個々にやるということよりも、総合的にそういう問題を計画していくということが必要なんじゃないかということが気にかかるわけですが……。

○平山説明員 具体的な例で申し上げますと、東京の場合には大手町に市外局がありまして、その上にマイクローの鉄塔も立っております。なお、東京に

はそのほかに渋谷あるいは麻布の六本木、こういうところにマイクロのターミナル・ステーションを持っております。そこでいまの東京の場合、郊外がどの辺かということでございますけれども、具体的に言いますと、いまの東京の市外局の屋上、それから麻布の六本木の屋上、それから渋谷の屋上、そこまでマイクロで持ってまいりまして、それからあと同軸ケーブルで関係の電話局まで線を引いている、こういう実情でございます。

そこで、東京の市外局なんか相当建物が高うございますから、その上に市外のアンテナを建てておりますから、こういう場合には都心までマイクロで持ってきておりまして、いまのところ問題ないと思います。それをもしもこういうものを全部都外に置いて、都心に入るのは全部同軸ケーブルということにいたしますと、先ほど申しました経済的問題以外に、道路の掘さくその他いろいろ問題がございますので、私もといたしましては、事情の許す限り都心までマイクロウエーブを持ってこられるものは持ってきて、これない場合に限って次のケーブルを利用した方法を考えていくべきではない

か、かように思っております。また諸外国でも大体さようにやっておるよう
に承知しております。

○森本委員 これは諸外国と日本の場合はだいぶ違うのです。いままでの日本
の場合は、高層建築が、日本の特殊な地層状況からできてないわけです。
ところが、いまの建設省の方針が、高層建築を許可するという方針に変わり
つつあるわけです。だからいま平山君が言ったようなやり方では、将来の日

本の建築に見合っているマイクロ回線の確保ということについては、私はびほう策だと思う。金は相当かかるにしても、一応そういうものは根本的な対策を立てて、しかし、これは経済的にやむを得ぬからこうだということなら話はわかる。やはりそういうふうな計画を立てるべきじゃないか。たとえば、あなたからもらった図面を見ても、これは電電公社だけのマイクロじゃありません。電力会社その他国際電電のマイクロもありますけれど、この東京にこれだけのマイクロウエーブの回線があれば、今後どっかの建物がひっつかかってきますよ。だから、これは電波監理当局がこれに対する許可権を持っておるわけです。電電公社は電電公社だけの一つの計画を持っておるわけですが、こういうものを一つの総合的なターミナル形式というものに行かないものであるかどうか。電電公社は電電公社だけのことを考え、電力会社は電力会社だけのことを考えるということでなしに、もう少し広範囲に総合的な通信政策を立てる必要があるのではないか。そういう点にどこか日本の場合欠けておる点があるのではないかということを私は特に指摘したいわけです。

電電公社とすれば、いまの経営状態から、それから新しい自動化の装置、そういうことを考えてきた場合には、それは平山氏が言ったような答弁になることはうなづけますけれども、そうかといって、それだけの任務じゃない。やはりこういうふうなことに総合的な計画を立てていく必要があるのではないか。実は私自身も、この図面を見るまで、東京にこれだけのマイク

ウエーブが引かれておるといことは想像だにできなかった。ところが、実際に図面を見てみると、これだけ引かれておる。だから、今後高層建築がどんどん出てきた場合は、おそらくこればかりひっかかりますよ。それから全国のマイクロウエーブの通信網を見た場合に、私はかなりひっかかりてくる感じがする。ところが、出てくるのじゃないかということが気になるわけです。特にこの図面で見ると、東京、大阪、北九州、こういうところはかなりひっかかりてくる。ところが、出てくるんじゃないか。だから、こういう点において、電波監理当局も一緒になって、通信政策というものを総合的にひとつ検討してみる必要もあるんじゃないか。その辺は電気通信監理官あたりではどういう考え方を持っておるか、監理官の意向も聞いてみたい、こう思うわけです。

○宮川政府委員 監理官の来られる前に私、ちょっといまの御質問に対してお答えたいと思います。

先生のおっしゃることはまさにそのとおりでございます。私たちが突はそういうふうなことをいろいろ考えたわけでございしますが、たとえば電波の通路というふうなものを何本か、たとえば郊外から都心に入るというふうなものを指定いたしました。そこに免許をした場合におきましてはその電波は守られるというふうなものも一つの方法だろーうと思ひます。いわば高速道路みたいなそういうものを何本か都心に向かって引く。われわれもそのようなことを考えたのでございますが、そういう場合に、そこへ建てます建物を制限しなければならぬということになりますと、やはり補償を要するよう

なことになるかと思ひます。そういうふうなことでまだいろいろ問題がございしますので、今回のこの提案までに十分成果を見るに至らなかったわけでございます。それで、はっておいわけにまいらない緊急な問題でございしますので、こういう形で考えているわけでございます。

そのほかにもう一つ、これはお答えになるかどうかわかりませんが、ある程度以上の高さというふうなものは、マイクロウエーブのほうが強いんだという考え方もあるかと思ひますが、こういうふうないろいろな将来の考え方も確かに一つのきちつとしたものをきめてやっていくべきだということには全く同感でございます。

○平山説明員 電電公社からもちょっと補足させていただきたいと思ひます。

新しい事態に対して根本的に考えるべきでないかということにつきまして、私は、私どももやはりそういうことを考えてみなければいかぬと存じております。ただ、ただいままでのところ、また今回の法律に関連いたしましたところ、一応三十一メートルの上の十二メートルというものがございしますが、そこからは以上高いものは今度は建物はどこへでもお建てになるという御方針ではないかと、特別に指定されたところだけではないかと、その限りにおいて、先ほど現段階において私どもの考えを申し上げたわけでありますが、それが三十一メートル・プラス・十二メートル以上の建物が非常にたくさん出てきて、そして電波に対しての支障が非常に著しいというふうなおそれが考えら

れるようになると、やはり先生のようにならぬと思ひますが、まだそこまでの感じを持っておりませんので、現段階のことを先ほど申し上げた次第でございます。しかし今後の問題としては、そういう基本的な問題についてもやはり考えてみる必要があるのではないかと、かように思ひます。

○上林山委員 関連して。大臣、言うはやすく、行なうはかたいで、われわれは言うほうです。あなたが行なわなければならぬほうだから、それぞれ苦心があると思ひます。ただ、そこで私は先ほど問題になりました通信政策を根本的に、新しい時代に適合するようになさる、推進しなければならぬというところ、これは私も同感なのです。そこで支障になるのが、いま出てきた高層建築の問題であるわけでありすが、これは政府としてはどういう考えのもとにこの程度の法律を出したかというところで、たとえば建設大臣と郵政大臣がどういふ話し合いをしたか。あるいは内閣全体としては日本の通信政策といわゆる高層建築、いわゆる都市の発展との調和をどこに求めようとしていくのか。やらぬよりは少しはいいが、まあいまの段階ではこの程度でなければやむを得ない、こういうふうな落ちついたのか。あるいは近い将来、たとえばこゝ一、二年の後に

もって根本的な話し合いなり政府の総合調整による一つの前向きな立案を考へていくのか、考へていないのか。少しづつ改正をしていけばいいというふうな考え方のなか。この際は、時間があればこの点をもっと力を入れて聞いておくべき点だと実は思ひます。

そのことによつてこの法案を否決しようとか、引き延ばそうとかいう考へではないのです。きわめて重大なポイントにお互い立っているのではないかと、しかも話し合いがととのわぬ場合は、これは死文にひとしい法文の内容が、そういう辺をもっと検討しておいてほしいと思ひます。大臣の見解を、これは事務局に聞かぬでも、一つの方針ですから、ひとつお答え願つておきたいと思ひます。

○古池國務大臣 お尋ねによりまして、私のただいま考へておりますことを率直に申し上げたいと存じます。あるいはお答えの中におしかりをこうむるような点があるかもしれませんが、これも、正直に、すなおに申し上げてみたいと思ひます。

長い間日本の建築基準法における高さの制限というものは三十一メートルになつておつたと承知しております。しかるにこのたび建設省の方針がやや変わったように見受けられまして、その結果三十一メートル以上の建築も認めらる。いわゆる高層建築も今後は実際に建つということが予想されるに至つたわけでありまして、そこでわれわれといたしましては、とりあえずこれに対するマイクロ波の伝搬路の保護という点から対策を講じなければならぬ、こういう見地に立ちまして、両省の担当官の中でのいろいろと相談をいたしまして、先ほど先書を交換したことは、先ほど来政府委員のほうから御説明申し上げたとおりであります。

由來、日本は戦争に破れて、あの焦土になつたところから今日の建設を進めてまいつたのでありまして、非常に

短期間に、またスピーディーな建設が進められてまいつた。経済方面においても異常な早い発展を遂げてまいつたのでございしますが、何といひましてもここに日本の経済力の底の浅いところは否定できないと思ひます。したがって、遠大な計画を立て、十分なる費用をかけて、どしどしした計画のもとに進めていくというところは、これは本来そうあるべきだと思ひますけれども、時代の進み方が非常に早いものでありますから、さような時間的な余裕あるいは費用、その他の資金的な余裕というものが乏しく、どちらかと申しますと当面の事態を処理するというところに急であつた、こう私は考へております。したがって、ただいま仰せのよう、将来の高層建築物とマイクロ波の発展との関係をいかにして調整していくか、また、マイクロ波というものの将来を考へた場合に、もう少し根本的な通信政策を立つべきではないかというお説はまことにごもっともなものでありまして、私どもも当然さうな見地に立つてものを考へていかなければならないということは重々承知しております。すなわち、先ほど来申し上げたような戦後の特殊な国情、また経済力、建設のあまりにもすみやかな足取りというふうなものに相まって、とりあえず支障を排除していこうというふうな見地から、かような一部改正案を急いで提案をいたしまして御審議をお願いしてある次第でございします。したがひまして、今後はかような問題につきましましては、やはり根本的に調査もし、検討も加え、計画も立てまして、かようなややこすくのと見られるような方法でなしに、もう少ししっかりし

た方針を立てて進むべきであらう、かように私は考えております。と申しては、東京、大阪その他の大都会においては、毎日毎日高層建築物が建ちつつあるという現状であります。直ちにこれによって支障をこうむるマイクロ波伝搬路の保護ということはどうしても早急に考えていかなければなりませんので、この一部改正をお願いをする次第でございます。

○上林山委員 大臣は、通信政策に対しては御認識を新たにされたようでございますが、通信政策は、このマイクロ波に限らず、文化国家としてはもっとウェーを高く持つていくべきものだと思います。これは案外歴代内閣がこれに理解はあったけれども積極性に乏しかった。まずとりあえずは道路を先にしなければならぬ、何を先にしなければならぬというようなことがあまりに急であつたために、この大事件、しかもじまな問題が置き去りになつてゐる。だから今日、諸外国、一流国に比べて劣つてゐる分もあるし、普及率も少ないのだ、こういうことを考えますと、やはり私は、もちろんマイクロ波を含んで通信政策というものを、もっと歴代の政府はこれからウェーを高くしていかなければならぬものじゃないかと考えるのです。この点については、ひとつ一段と最善の御努力を強く要望申し上げます。

考え方です。だが補償のみによつて事を運んでいこうという考え方では、結局角をためて牛を殺してしまふ結果になつて、とどのつまりは思い切つた通信政策というものはできないのだということになるのです。そういう立場から考えまして、内閣が総合調整した一つの立案をして法制化をすれば、これは補償という一本やりでない面において、広く仕事をやつていけることになつて、これはみんなが総合調整して上に立つた一つの立案であれば、これができるわけです。これが、極端なことを言いますと、いまは三十一メートルですか、その程度であつたものを、場合によつてはこれを区分すると九階か十階に鉄筋はなりますが、これをかりに二十階にしていくな、この場合に、電波の障害というものがあつて、非常に妨害を受けて、国民が通信を十分に受け取ることができぬ、さすれば一つの微温的なものをつくつた。今度は三十階をつくつてもいいぞ、四十階をつくつてもいいぞ、だいた建築技術が進んで、日本は地震国であるけれども、その地震を克服するに十分なる技術の進歩があつた、こういうことになりまして、これはまさに考えていかなければならぬということになつてくるのです。そうすると補償というものは幾らあつたつてやれないということになるから、要はやらぬということになつてしまふのです。やつても微温的だということになるのです。そういうことを考えますと、やはり個々に建設省と郵政省、同時に歴代内閣全体が一つの方針というものを立てていかなければ——私はやらぬよりかいはいと思ふけれども、将来はもうやらぬ

よりかいはいどころではなくてやれなくなる。だから私は、そういう点を考えていま大臣にお尋ねしたのですが、とありあらずこういうものをつくつた、これはやらぬよりかいはいだろうから、われわれはこの法案には賛成するけれども、ここ二、三年後に、少なくとも権威を集め、あなた方は積極的のその方向に向かつて第二の根本的な案をお考えになつてゐるのかということを開いたんです。これは来年というわけじゃないのだから、少なくとも二、三年後にそうしたような方向を示していこうということにならなければ、これはお互い政治を担当してゐる者が理想論ばかりに走るわけでもないが、一つの堅実な青写真というものを持つてつゝくつていかなければならぬじゃないかと思ふのですが、この点大臣いかがですか。

○古池内閣大臣 ただいまのお尋ねに含まれております点が、大体大きく分けて二つにならうかと思ひます。第一のお尋ねは、日本は従来じまな通信問題というものを對しては、わりあいに消極的であつたではないか、もっと積極的のこの重大問題を認識してやるべきではないか、こういう御意見の入つた御質問だと存じます。まことに私も通信の社会生活における重要性ということ、十分に認めておるつもりでございます。今日までいろいろな事情のもとに、理想的な通信政策というものが遂行されなかつたということは、あは言えるかも知れませんが、先般各位は、その困難な事情のもとにあつて、非常な苦心をして今日まで築き上げてきてもらつたものと了解しております。今後通信技術のすばら

しい発展に伴ひまして、あるいは宇宙通信あるいは電波の発達、さらにまた、従来もありましたけれども、今後海底ケーブルの重要性も再認識されようとしておる、かような段階におきまして、わが日本といひましたも、さらに一そう奮起いたしまして、かような新しい技術を十二分に取り入れて積極的な通信政策の確立につとめていかなければならぬ、かように考えておりますので、その点はただいまの御質問と全く私も御同感でございます。

それから第二の問題は、補償という問題については、あまりこれのみに頭を使ったのでは、結局八方ふさがりになるおそれはないか、もう少し勇敢に処理していくべきではないかというふうな御意見かと承りました。この問題は、突き詰めていくと、やはり大きな法律論になるであらうと思ひます。と申しますのは、私有財産権、すなわち、土地あるいは建築物の所有権あるいは地上権、かような一般私有財産権と公共の福祉、利益を増進すべき通信というものの間のその権利、利益の調整をいかにするかというところに問題の根本的にあるのではないかと申すまでもありませんが、従来私有財産権、すなわち所有権というものには非常に強いものであつて侵すべからざるものであるというふうな考えも古くはあつたやうであります。近來の法律思想は、これに對しまして徐に制限を加えて、公共の利益のために所有権の絶対性というふうなものは認められぬ、あくまでその公共の利益に沿う範囲において権利というものは認められるんだというふうな思想になつてまいりましたがゆえに、だんだん

んと所有権の領域というものは狭められておることは御承知のとおりだと存じます。しかしながら、今日においても、やはりなお所有権の強さというものはまだまだ否定できない段階でありまして、これをマイクロ波伝搬路というがごとき公共の利益、福祉を守るための施設のために、いかなる程度まで制限がなし得るかというところに大きな社会思想あるいは法律思想の推移があるのだから、かように考えております。したがひまして、そういう意味において、私もあくまで公共の福祉を守る、同時に、私有財産権を否定することは今日のわが國のあり方としていけないのでありますから、私有財産権も守りながら、一方においては公共の目的も達成するといふ、その調和をはかつていくために苦心も、努力もいたしておる次第でございます。さうに考えております。

○上林山委員 この程度で質問をやめたいと思つておつたんですけれども、私にお答えになつておるのか、国民大衆にお答えになつておるのか知りませんが、立法論を大上段に振りかざしての大臣の答弁でございますので、少しばかり続行してみたいと思ひます。まず第一に、私有財産権を尊重しなければならぬことは十分にわかつております。また、社会福祉のためにある程度これを修正して、そして社会福祉の目的にこれを使わなければならぬということも承知いたしております。私はあなたから立法論を聞こうと思つていなくなつたんですけれども、そういうことになりまして、その点は私も承知の上で申し上げてゐるんです。私が言つた点は、補償ということのみにと

らわれると、予算を非常に食うから、結局は思い切った仕事はできないのであって、微温的なことしかできないから、国民全体が非常に困るんだという立論です。これを私がさらに法律的に、あるいは政策的にふえんして申し上げますならば、これは人の土地を、ことに私有の土地を、私有の家を、公共のために活用する場合に、それは補償しなければならぬというものは原則です。当然です。だが、私の言うのは、法律によって定められる部分があるだろう、たとえば一定基準以上のものは、いまは三十一メートル、四十三メートルですか、この程度に基準を置くけれども、やがてはこれは五十メートルになる、あるいは六十メートルになるんだ、こういうことになる——アメリカの一番高い建物は百三十一階である。そういうふうになった場合から、一体どうなるのかということになるから、ここに法律によってこまめには補償してもいい、補償の程度はこうであるという段階を設けて、こまめには私有財産としての効用というものが非常に多いから実はこんなに高いんだ、しかしこれは私有財産としての効用が非常に少ないからその三分の一でいいとか、あるいはそれ以上は全然やらぬでもいいとか、こういうことにしていくべきだ。しかしこれは内閣全体の考え方ではない。一郵政省の考え方にとどまるべきではない。わかりやすく言うために私はこの例をただ引いただけですが、時間をいただければもっと申し上げてもいい、関連質問なのでこの程度でおきたいという意味で私はそこを申し上げている。補償、補償ということだけではない解決の分野と

いろいろものがはかにあろう、あるいは補償の範囲内においても厚薄があろう、いろいろとやり方があるんだから、日本の通信政策の根本を立て直すためには、建設省なりあるいは内閣全体なりとして、あと二年かかるか三年かかるか知らないが、そうしたようないわゆる連絡機関をつくって、そうしてこれを推進していくという考え方はないのか。いまはやむを得ないからこんな微温的なものでも私どもはこを通過させましよう、こう言っておるんです。だから、何も憲法論の解釈を御教授願わなくても、それくらいなことは、私どもも議席を長く国会に持っているのですから知っているんです。だけれども、いずれにいたしまして、そういう意味のことを考えなければならぬのではないかとということが私の考え方です。先ほどいい質問があったので、非常に大事な点だと思いましたがこの機会に申し上げているわけなんです。

○古池国務大臣 先ほどもお尋ねがございましたので、私の所見の一端を申し上げたのでありますが、ただいまの御質問、御意見、全く私も同感でございます。まして、そういう線に沿って今後とも努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○森本委員 いま、大臣のお考え方を聞いておたわけでありますが、その中で大臣に一つだけ聞いておきたいと思ひますことは、今回の法律は、そういうことで暫定的にやむを得ずという法律になったという経緯はわかるわけですが、その点は私も了したいたしますが、ただ、こういうふうな今回の電波法の改正の前段の改正の項は、これは当然条件によって改正しなければならぬわけでありますが、後段の項は、場合によってはこれは建築基準法を改正したほうがいいのではないかと。本来電波法は、こういう形で改正すべき問題ではないのではないかとという気がするわけですが、その辺どうですか。

○古池国務大臣 その点も確かに意見の出るところであらうと私は思ひます。そうなりますと、建築基準法を昨年改正した際に郵政省がぼんやりしていただけないか、こういうことにもなると思うのですが、率直に言ひました、多少こちらにも用意な点はあったと思ひます。今後は十分に研究いたしまして、法律的に、どちらの法律を改正してこの時代に即するようにしたほうがいいのかという問題については、十分検討を進めていきたい、こう思ひます。

○森本委員 たいした問題ではないことではないけれども、あえて深く追及しようとは思ひぬが、私がしつこく言う言っているように、郵政省は、何でもあると追っかけ追っかけやるんだね。私らくらい積極的な精神があったら、次々に問題が出てくる前に、ひつつかんでこうやろうというの、どうも引っ込み思案のところがあるの、その辺を十分に今後考慮していただきたいというのを考えます。

それから、電気通信監理官が来られましたので言ひますが、先ほど来の質疑応答を聞いておいていただいたらよくわかると思いますが、もう一ぺん質問を繰り返すのはいいですか。答弁は要りませんけれども、こういうような法律を審議する際は、呼ばれなくても

監理官は当然来ておらなくてはならぬ法律の内容でありますから、この点はひとつ十分に承知しておいてもらいたい。これは通信政策の問題にもからんでくるわけでありまして、こういうふうな問題は要求がなかったら幸いというところで引っ込んでおる、そういう引っ込み思案がいかぬ。呼ばれなくても、自分が出ていって、きょうはどういう質疑応答があるだろうかというところの気性を持ってもらいたい。これは監理官だけじゃありません。郵政省、公社すべて、とにかく呼ばれなかつたら幸い全部引っ込んでおる、呼ばれたら出てくるという精神がどうもいかぬ。呼ばれなくても、きょうはおれのところに若干関係があるという場合には、来て聞いておるといふくらい気持ちは持っていたきたい、こう思ひます。

そこで、これはちょっと郵政省に聞くようなことではないわけでありまして、本来建設省に聞くべき問題であらうと思ひますが、要するに、これはある程度土地の所有権に対して制限を加えるわけでありまして、むしろ、土地の所有権に對しては、建築基準法に基いて建物の制限その他やっておりますから、ある程度法律における制限というものはできるわけでありまして、けれども、法律上、土地の所有権というものの上空の範囲は、現行法律の考え方としては一体どの程度まで及ぶのか。

○宮川政府委員 上空無限でございませう。

○森本委員 そんなあほな法律があるか。上空無限というたら宇宙まで届くということになるのであって、これは

はやはりある程度法律上の一応の解釈があるというふうに考えるのですが、大臣どうか。これは事務当局でなしにやはり大臣の政治的な問題ですが、どうですか。

○古池国務大臣 土地の所有権を規定しております民法の規定は、これはいふん古い規定でありますけれども、御承知のように「土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及ブ」かようなことになっておるわけで、この文面だけから見れば、確かにその土地の上は宇宙まで、下は地球の中心までということになりますけれども、しかし、これは社会通念からいって、人間の利用できる範囲がまず所有権の対象として考えらるべきではないかというのが今日の常識であらう、こう思ひます。

○森本委員 しかし、今日の常識では、今後科学の日進月歩によって、こういう法律がいかにいかになるものではないか。やはりこういうものも、法律的にどの程度地上権が及ぶものであるか、それから地下にどの程度及ぶものであるかという法律上の一応の規定というか、そういう目標というものがなければならぬ時代がくるのではないかと。これは建設大臣に聞かなければいかぬ問題で、郵政大臣に言うところでは始まらぬけれども、そういう点について諸外国の立法例はどういうことかあります。諸外国も、いま言ったように地上、地下とも無限ですか。

○古池国務大臣 私、諸外国の例を具体的に調べたものをたたいま持っております。それからお答えはできませんが、この民法の規定をつくる際には、諸外国の例を十分参酌して制定されたわけ

でありますから、その後において大きな変化はないのじやなからうか。しかし、大体こういう問題は、法律において原則を立てまして、あとは判例等によって実際に処置されていることが多いのではなからうかと考えております。

なお、この問題は、建設省にもむろん関係がございますが、そのほか、たとえば鉱業権等の問題になれば通産省というふうに各省にまたがる。ですから、むしろこれは法制局とかあるいは法務省あたりが主管じゃないかと考えます。

○森本委員 これはなごやかに質問しておるからいいやうなもの、実際問題として、この問題について本格的に予算委員会にやれば、私はこれはちょっと返答に困るんじゃないかという気もするわけでありまして。この問題まで郵政省が検討せよというものは無理だけれども、本来なればこういう問題についても建設省と相談する際に十分に内容をきわめておかなければならぬということとは当然であります。それは紳士までない限り無理であろうと思ひます。しかし、こういう問題も今後はやはり十分に研究願っておきたい、いつか機会があれば建設大臣に聞いてみたい、こう思っておるわけでありまして。

○宮川政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 そういたしますと、大臣、この法律というものは、本来なら

ば建築基準法に含めてやるのが当然ですね。要するに今回の電波法の改正は土地の所有権に対する制限でありますから、そういう土地所有に対する制限というものを定める場合には、電波法というように形で逃げずに、本来ならば建築基準法に当てはめてやっていくのが当然だけれども、とにかく去年建築基準法が改正された。そこでもう一回建築基準法を改正してくれといつても建設省がなかなかやめぬので、建設省と話し合いの上において電波法の改正でお茶を濁した。そう言つては語弊がありますが、とにかく電波法の改正で一応切り抜けた、こういうのが真相である、こうですとね大臣。

○古池国務大臣 昨年の建築基準法改正の際のいきさつは、大体いまいお尋ねのようなことを考えますが、建設省の立場から言いますと、どうしても建築物が主になると思ひます。したがつて、無線通信路というやうなものは、建築省の立場からいへば従的なものにならなければならないと思ひます。そうあつてはなりませんけれども、そこで、こちらの立場を主張するには、やはりこちらの法律によって規制することも、あるいは場合によつて必要なことがあるかと思ひますが、しかし、ただいまの問題は非常に重要な問題でありますので、どちらに規定するがいいか、またどの法律によつて規制することが最も適切であるかというやうな問題は、今後慎重に検討してみたいと思ひます。

○森本委員 何でも慎重に検討すれば間違いないわけですが、いずれにいたしましても、今度の電波法の改正はやむを得ずこういうことになったという

経緯は私ばかりですけれども、本来ならば建築基準法を改正するときに、こういうやうな内容を含めてもらうように政治折衝すべきが当然でありまして、その点は一応経緯がわかりましたので、次に移りたいと思ひます。

それから周波数を八百九十メガサイタルにしておりますけれども、この八百九十メガサイタルにした理由をひとつ説明したいと思ひます。

○宮川政府委員 この程度の周波数から大体直進性を帯びてまいりますので、この問題が出てくるわけでありまして、九百にするか八百にするかという問題がございましたが、ちょうどこのところに電波の使用の区分がございまして、八百九十という数字をとつたわけでありまして。

○森本委員 その答弁では速記録を読んでもわかりませんよ。どういふ使用区分になつておる、だから九百ということに区切らずに八百九十で切りました。私はこの質問を速記録に全部残しておこうと思つて質問しておるんだから、そのつもりでひとつお答え願ひたい。あとであなたが読んでみませんか。あつたやうにしたい、こういうことですから……。

○宮川政府委員 ちょっとお答えがそつけないで申しわけなかつたと思ひます。国際条約に基づきまして周波数の分配上いろいろな使用の区分がございまして、八百九十メガサイタルのところでは世界的に固定業務との区別がありまして、八百九十メガサイタルから上を固定業務に使う、こういうふうになつております。ちょうどそこが切つた次第であります。

○森本委員 それからこの防止区域の幅を二百メートル以内としておりますが、これを二百メートル以内とした理由を御説明願ひたい。

○宮川政府委員 電波の伝搬路を確保するためには、電波の性質上送信のアンテナから受信のアンテナまでの線上におきましてある幅を要するのでございまして、電波上これをフレネルゾーンと呼んでおりますが、八百九十メガサイタルという周波数、それから大体アンテナの距離が百キロメートルぐらゐ、この現状を考えますと、電波の伝搬路を確保するためには百メートルぐらゐの幅を要する、それまでの間には障害物が入つてこないようにしなければならぬ、こういう計算が出てくるわけでございます。

○森本委員 その幅が二百メートルというところで、あなたは百メートルと言つたが……。

○宮川政府委員 片幅が百メートルでございます。

○森本委員 片幅と言わなければわかりません。これは全部速記録に残しておいて、あとでその速記録を読んでひとつ調べてみよう、こう思つておるわけでありまして。

それから、この保護の対象となる通信路は、東京では何本あるのですか。それから全国で何本あります。これはちょっと地図を見ると相当あります、何本あります。

○宮川政府委員 東京都におきまして、本法案で保護の対象となります通信路が、現在のところ五十五本ございまして。

○森本委員 全国で幾らあります。

○宮川政府委員 全国で約六百五十本

ぐらいかと思ひます。

○森本委員 六百五十本かと思ひます。じゃない、何本あります。

○宮川政府委員 約六百五十本でございます。

○森本委員 約といふことばを使わず、何本といふことはわかるはずだ、ちゃんとここに地図があるわけだから。まあそれはいいです。

それで、この法律に出てきますところの重要無線通信です、この重要無線通信の各号の内容をちょっと説明を願ひたいと思ひます。

○宮川政府委員 一として「公衆通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信」、これは電電公社がやつております公衆通信業務、これが該当するわけでございます。それから二といたしまして「放送の業務の用に供する無線局の無線設備」、これは放送の、放送局とスタジオと送信所との間を結ぶ固定局もしくはこれに準ずるものを含むわけでございます。それから三といたしまして「人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備」、これは通信の内容がいま申しましたことをさす、そのためにできたものでございまして、警察であるとか保安庁、海上保安、航空保安、それから防衛庁、それから水防を含みます。それから「気象業務の用に供する無線設備による無線通信」、これは気象通信を内容とするものでございまして。それから五といたしまして「電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する」もの、これは電気の需給調整、そういう指令であるとか操作であるとか発電所の保安、そういう電気の供給に直接関係のある通信をさしているも

のでございます。それから六といたしまして、「日本国有鉄道の列車の運行の業務の用に供する無線設備」、これは列車の運転指令であるとか列車の安全の確保、そういうことのためにつけられている無線通信でございます。したがって、五と六というふうなものにつきましては、いわゆる経営上必要な事業用の無線通信というふうなものは除外する考えでございます。

○森本委員 それでこの第二百二条の二の六号の、日本国有鉄道の列車のこの「政令で定めるものを除く。同項において同じ。」という、これはどういう意味ですか。

○高田説明員 お答えいたします。現在のところでは、「政令で定めるものを除く。」の項によりまして除くことを予定しておりますのは、列車の運転指令とか列車の安全確保とかに関する無線通信以外のものを除くというふうに考えております。要しますれば、列車の運転指令とか、先ほど局長の申しました安全確保だけに限るといふような考え方でございます。したがって、配車の指令とか管理局間の連絡用のものなどは含めないようにいたしたいと存じております。

○森本委員 そんなものは国鉄のマイクロウェーブで別々になるのか、おそらくは一つのマイクロウェーブでそれを使用せられると思うのだ。

○高田説明員 現状におきましては、これは考え方の上でございまして、事実は重なり合っておりまして、特に政令の規定を設けませんが、結果は現状におきましては同じことになると思いますが、もし別の事務用連絡のルートだけにマイクロウェーブ

が割り当てられるといたしますれば、そういうものは入らない、こういう意味でございます。

○森本委員 おそらく国鉄の場合にそういうことはないと思う。国鉄の場合に単なる事務用連絡だけでマイクロウェーブをつけるなどというところは、そんなに不経済なことを国鉄の経営者はやりませんよ。私はこの項を見ているとどうしてもわからぬ。こういうことは要らぬのじゃないか。局長、文句があるなら言うてごらんない。

○宮川政府委員 通信ということ、ここに書いてございすように、公共の福祉に直接関係のあることに限るといふ精神でもって、このあれを賣きたいと考えましてつくりました。

○森本委員 わかりました。だから、そういう限るといふ精神であっても、いまの日本国有鉄道のマイクロウェーブの使い方、将来の使い方からいって、そういうふうな区分けすることはほとんどあり得ない、私はそう考へて、この意味が、私は自分で考へてみてどうしてもわからぬ。聞いてみようかと思つたけれども、個人的に聞くよりは委員会でおいたほうがよからうと思つて残しておいたわけですが、これは私は、小さな問題ですけれども、必要がないのじゃないか、単なる法規課長が言つておる観念上の問題ではないか、こういうふうに考へるわけですか。

○高田説明員 課長はよく勉強して答弁がなかなかよろしいけれども、それは観念的なことであつて、実際の業務には私は必要ないのではないかとこのうふな考へ方をしたわけでありまして、たいてい問題じゃありませんので、それはおきますが、何かあつたらひとつ答えてください。

○高田説明員 この点に關しましては、運輸省とも立案の段階におきまして話し合ひをいたしまして、こういうことで話し合ひがついたものでございすので、まあ観念だけだとお説のとおりでございすますが、そのようにいたした次第でございす。ただ、これには百八条の二でもちまして罰則にかけしておりますので、先ほど電波監理局長の申しましたように、嚴重に罰則を明らかにいたしまして、考へ方の上でございすますが明確にしておく、こういう趣旨でございす。

○森本委員 趣旨はわかりましたが、要らぬことは書かぬほうがいいといふふうに私は考へるわけであつて、私が大臣だったら、こまかくこういうところを見て、それはのけておけ、こう言うけれども、大臣は気がつかないか——そんなことを言つたら失礼ですが、そのまゝにしておいたのじゃないか。現実にはいまのマイクロウェーブの使い方を見れば、これはあり得ぬです。それから将来もそういう不経済なマイクロウェーブの使い方は、国鉄の場合はあり得ない、こう考へるわけですが、次へ進みます。

それからこの百二条の二に将来まだつけ加へるようなことが出てきませんか。

○宮川政府委員 現状では考へられませんが、将来そういうものが出てきたときには当然つけ加へるべきだと考へます。

○森本委員 それで現在マイクロ波の重要無線通信波のアンテナの高さは、一体どのくらいになっておりますか。

○橋本説明員 いま七十五メートルといふのを、場所はどこでしたか。やつております。

○森本委員 これらの高さは、技術的に最高度の程度まで上げることができまうか。これは電波局に聞きます。

○宮川政府委員 百メートルくらいだと思ひます。

（委員長退席、秋田委員長代理着席）

○森本委員 大体百メートル程度まで上げられますか。なぜそういうことを聞いておるかというところ、将来建築物との関係が出てくるから、上げればどの程度まで上げられるかと聞いておる。私が聞いておるのは、あとからどなたが記録を読んでもわかりやすいようにしておこうと思つて聞いておるわけですが、

上に小さい塔を乗せるということになつて風圧に耐えられる程度の構造であるならば、非常に高い建物の上に乗せるというところは、それほど重量のものでない限り可能だと思ひます。

○森本委員 そういたしますと、ケーブルをつくるということ、それからそういうマイクロのセンターを中央につくつてそれで各——もつとも送つてくるほうが低かつたら何ともならぬので、そういうことは技術的に考へられるのですか。

○宮川政府委員 考へられます。

○平山説明員 ちょっと補足させていただきます。

いま電波監理局長のおっしゃつたとおり技術的には考へられますけれども、ただ電電公社の場合ですと、たとえば東京の例を引きますと、東京は御承知のとおり相当広い範囲でございす。東京へ入つてくる市外通話、先ほど申しましたように、東京市外局から市内のケーブルに入れた場合と、それから渋谷から入れた場合と、六本木から入れた場合と、要するに、もしこれを一般の乗客にたとへました場合に、どこまでその一般の列車で運んできて、あとは都内の交通機関を使つたほうが経済的かという問題がありまして、東京のような広い場合には、いまの電波のほうの制限と無関係に、一カ所ですなにか何カ所かはやつております。ですから、技術的に申しますが、こういう経済的な問題があるわけでございます。

○森本委員 わかりました。それはあとで電電公社に聞こうと思つておつたわけですが、だからそういう措置がとれるとするならば、幹線ルートというも

のをそういう措置をとるという方法も一つの方法として考えられるわけですね。それから先は、あなたが言ったように、何らかの形において、支線において、それはケーブルなりあるいはその他の方法で送るという方法も考えられるわけであって、かりに東京の場合、幾ら高層建築を許すといったところで、ニューヨークみたいなことには絶体ならぬ。だから東京あたりで今後マイクログラフをずっと使うということになると、こういう法律をつくってやるといふことも一つの暫定的な方法でありますけれども、先ほど上林山委員も言っておたように、根本的な対策にはならぬ。この法律においても、結局二年と三年の余裕期間を置いておるだけのことであつて、それが済んだあとはやはり施設をどこかに変えていかなければならぬ。そのときにはやはり変わるだけの経費を要するということになるわけですから、それよりも、できれば、いまの電波監理局長の技術的な答弁が事実であるとするならば、そういうふうなセンタリ的なものをつくるということも考えられるのではないかと。その辺はやはり電電公社としても十分ひとつ検討してもらいたい。電気通信管理官あるいは電波監理当局、この三者が一体となつてひとつ十分に検討していただきたいということを特に要望しておきたいと思うのでありますが、どうですか、大臣。

○古池国務大臣 まことに、ごもっともなことで、ぜひそうあるべきだと考えます。

○森本委員 それからこの法律に出てくる建築物が電波の障害になるというふうな判定は、一体どういう方法でやるのですか。

るのですか。

○宮川政府委員 地図の上にプロファイルを置きまして見通しがあるかないかというのをはつきりすれば一つ出るわけでございます。それから実際にミラー・テスト、鏡試験、鏡を向こうに置きまして、こっちから見まして完全にこちらの光が届くかどうかということとを判定することをすればわかります。

○森本委員 そうなると、ここに出てきておるこのマイクログラフの図面の拡大されたものによつて一つの認定をするわけですね。そうして実際にいまま言つたミラー試験、反射試験だろつと思うが、結局そういうことによつてやる、こういうことになるわけですね。

○宮川政府委員 そのとおりであります。

○森本委員 そうすると、これは東京都内あたりではかなりひっかかるような問題が出てくるような気がするのですが、そういうものはないですか。東京都内だけに限らず、全国のマイクログラフを見た場合に、かなりひっかかる出てくるのか出てくるのではないかと。たとえば私の知っておる高知あたりでも、高知の電話局の上にマイクログラフのおわんがある。この建築物は三階建てであるが、すぐ向こうに六階建てを建てればたちまちだめになつてしまふ。ところが、高知県庁を中心として、六階建てぐらいのビルディングはほとんどできておる。だから、そういうふうなマイクログラフの障害が起こつてくるところが、東京都内だけでなしに、全国的に出てくるような気がするのですが、その点はどうか。

○橋本説明員 御説のようなことが予想されますので、それらにつきまして、今後事態の進展、推移に伴つて手を打つていかなければならぬと思つております。

○森本委員 手を打つというのは移転するわけですか。

○橋本説明員 移転をいたすことになつております。

○森本委員 電電公社は、まあこれはあとで大臣がうそだと言つておつたからそうじゃないと思つたが、電報料金も電話料金も上げなければいかぬということを言わなければならぬ。さらに第四次五カ年計画、第五次五カ年計画をやろうとすれば、自動化に対するかなり大きな経費を要するということが、電電公社も相当切り詰めた経費で、日本の通信を確保するために懸命にやつておる。そういう段階において、私はこういうふうな経費にそれだけかかるということについて、一体公社は真剣にこういう問題を考へておるだらうか。いままでの第三次計画、第四次計画というふうなものに、そういう計画が入つておりますか。

○橋本説明員 これは新たな事態でございまして、新たに対処しなければならぬと思つております。

○森本委員 平山理事どうですか。あなたは局長よりもっとえらいんだから、もう少し検討しておらなければいかぬところなんだが……。私は自分の選挙区のことですから、いつも帰つて見ておるわけで、当然そういう機会があるのじゃないか。しよつちゅう私は通信部長あたりに、そう言ったときに一体どうするのだというのをよく聞いておつたわけなんです。やはりこれが目前に迫つてきた。だから電電公

社としても、こういう問題についての根本的な再検討と計画を早急に要するのではないかと気がしてしかたがないわけですが、その辺どうですか。

○平山説明員 お答え申し上げます。いまの公社の計画の中には、先ほど施設局長からお答え申し上げたとおり、こういう経費は見えておりません。それで今後どうするかというところでございまして、さしむき私どものいま考えておりますことは、この事態にかんがみまして、三十一メートルの建物の上に十二メートルばかりの小さなものを建てられるということがございますので、少なくともその建物についてはひつからぬようなアンテナを、これからつくるものについてはつてまいりたい。それからそれ以上されたものに限つてそれ以上のものが建てられる、こういうことになっておりますが、それがどこにどのくらいの高さのものがつくられるかということをはつきり承知しておりますので、これにつきましては、高いほどいいわけでございますが、経済問題もございまして、それ以上のものについて、その問題が出たつどに具体的に考へていかなければならぬかと思つて

います。それから、現在立っているアンテナは、先ほど施設局長がお答え申しましたように、低いものもございまして、これは場合によつては移転したり、あるいはもう少し高くしたりする問題はありますが、これも先生の御指摘のように、予算の関係もありますので、そういう具体的な事態の見通しをつけた上で個々にそのつどこれを考へてまいりたい。一ぺんにいまこですぐ現在あるアンテナをみな高くするというようなことにはいたしませんと、御指摘のように、相当な経費も要りますし、また全部の必要もなからうかと思つたので、いままでもそのつとては、そのつとで考へる。その考えます場合には、移転したり、高さを高くするときは、先ほど申しましたように三十一メートルプラス十二メートルのものについては引つからぬようにしてまいりたい、かように考へております。

○森本委員 私の言つておるのは、だから地方の都市においてもその三十一メートル以上にやつていくような年次計画というものをやはり立てるべきではないか。一ぺんにやれというものを言つておるのではない。そのことが必要になつてきたら、直ちにこれをやらなければならぬわけでありまして、それは当然何ともしやならなければならぬけれども、現在各電話局等にあるものについても、そういうふうないわゆる高さを高くしていく、というふうなことにについては、いまから年次計画によつてある程度やっていくということとを考へていかなければならぬのではないかと、このことを聞いておるわけ

です。

○平山説明員 お答え申し上げます。いま先生の御指摘の点につきまして、私どももいたしましてさように考へてまいらなければならぬと存じております。

○森本委員 条項を追つて質問をいたしますと、まだ三日ぐらしかかるわけですが、とにかく私はずっと調べてみて説明をお願いしたいところをちょっと言

あり得るとはばくは思うのだ。そういう者がいてやったらどうですか。

○富川政府委員 この法律を研究いたしました、それはだめなのでございます。

○森本委員 だめなんだと言ったつ

て、ぼくはやはり、ここまで重要通信

というものを確保するということを郵政省が考えるとするならば、やはりこ

これは送信所、受信所、中継所間のその

波についても確保することを考えてお

かなければならぬ。もつとも、それが

故意のやり方でない場合には、それは私はいふと思ひます。それはしかたが

ないと思う。しかし故意にそういうふ

うなやり方において妨害をした場合に

は、ある程度これを罰することができ

るといふことがなかったら、これはや

りかねませんよ。それなら、電電公社

と土地の問題でけんかした。その問題

部長、電話局長はなまのきだから、

やうにやろうということになつてやつ

たらどうなんだ。いまだからこそ、そ

れはみんなが知らぬけれども、現実

私はそういうことが起こりかねぬと思

うのだ。

〔秋田委員長代理退席、委員長着

○宮川女府委員
先生のおつゝやる二

とは、われわれもこの法律を検討する

途中において考えましたのでございま

すが、動機はともあれ、自分の所有権

の上にそういうものをつくりまして、

それが電波の伝搬に障害を与えたとい

うことになりました。通路に關しま

してはこの法律の適用にならぬので取

り終まることかてきないのてこなし

五

○森本委員 これは監理官に聞きますが、公衆電気通信法があるいは日本電信電話公社法か、その他の法律においてそれを守ることが出来る形になっておりはせんですか。なかつたならばこれは重要通信を確保することはできませんよ。もしかりにこの電波法にないとするならば、公衆電気通信法か、あるいは日本電信電話公社法か、いずれかにそういうふうなものが規定がなければならぬと思う、今日のマイクは重要幹線ですから、どうですか監理官。

○野口政府委員 不勉強で申しわけありませんが、いまいち当りません。

○森本委員 平山君どうかね。長いこと公社マンとして、それから監理官としてやっておるが、何かこういう重要通信を確保するという法律があると思うのだが……。

○平山説明員 先生のお話、またさような事態があつた場合に非常に公衆通信を確保するに困るということは、私も同じように考えておりまして、そういう何か規定があるべきだという考え方もいたしますけれども、いま現に公衆法のどこにあるかということにつきましては、不勉強で、いま直ちに思いつきません。

○森本委員 これは重要なことですから、私は重要通信を確保するという意味から言っておるわけで、たまたまこの罰則を見ておつて、私はどうも「物品を接触し」という点がそうではないかと思つておつたわけです。もしそうであるとするならば、この条項は故意にやつたもの以外は除くというふうにしなければならぬのじゃないか、こう解釈を法律的にしておつたわけでは

が、いま聞くとそうではないということでありまして、それならば、いまの伝搬路間の波を確保するという点について、やはり重要通信を確保するという意味においてある程度これから先必要になってくるんじゃないか。たとえば、三年、二年のこの問題で紛争を起す。その経路について紛争を起して、しまいにけんかになる。えい、くそや、やれやれというふうなことで、高い物を建てて波がいかにぬようにした場合に、建物でないから取り締まるわけにはいかぬ。何もそれを防止することはできぬということではちよつと盲点じゃないかと思う。だから、その点は監理官、公社、電波監理当局の三者間で十分検討していただきたい。いずれ日をあらためて聞きたい、こう思うわけでありまして。

それからもう一つ、今度の場合二年と三年にわたしておるわけでありまして、この二年、三年は、建設省から言わすと二年、三年でも長いと言ふかも知れないけれども、私の考え方では、二年、三年ということであっても、先ほど来平山理事の説明を聞いておつても、公社の予算関係その他からいまして、二年、三年ではちよつと短かいのではないかと、もつと長くしたほうがよくはないかという気もするのですが、その辺どうですか。

○宮川政府委員 これは非常にむずかしい問題でございまして、長くすると長いことになりまして、所有権の制限が長いというふうなことで問題になるわけでありまして。一般通信では、二年あれば、大体現在設備の移転であるとか、あるいは改修であるとか、そういうことができるだろうというふうに考

えまして二年というふうにいたしましたのでございまして、公衆通信におきましては、御承知のとおり非常に多重回線になっておりますし、そのために非常に設備が移転に時間がかかるという点で、公衆通信に限りまして三年ということにいたしましたのでございまして、これ以上にはいたしません、公共の福祉のための所有権の制限ということが、いわゆる補償なしに行なっている限界にくるのじゃないか、そういうふうなことで二年、三年ということにいたしましたのでございまして。これはお答えになるかならないか、まことにあれですが、そういうことでございまして。

○森本委員 それから無届け工事に対して停止を命ずるといふ、この「相当の期間」といふのは、具体的にいつてどの程度の期間になりますか。

○宮川政府委員 これはどの程度になるかといふことはなかなかむずかしい問題なのでございまして、無届けの場合、ちゃんとした場合にこむる損害よりも多少長くなるということが常識だろうかと思ひます。ちゃんと届け出をいたしても、なおかつ工事が延びなければならぬ。そのときに延ばされる期間よりも長くなるという形にならないければおかしいかと思ひます。

○森本委員 それから、この法律が施行された場合に、いわゆる地区の指定が行なわれると思ひますが、こういう場合に、この指定の時期はいつごろになりますか。

○高田説明員 お答えいたします。容積地区の指定につきましては、まだ建設省のほうも具体的にはきめていないようございまして、先般建設省

のほうの意見を聞きましたところが、大体都内数カ所、それも地点としても数カ点をいま検討の組上に乗付けているようございまして、そう早急に指定があるとは考えられない状況でございまして。

○森本委員 わかつたようであらぬがね。具体的に一体時期はいつごろかと聞いておるわけで、あなたみたいにな答弁を聞いておつたらちよつとも何やらわからぬ。頭はええかしらぬが、その答弁を聞いて納得するわけですから、大体時期はいつごろかということでは。

○高田説明員 確かな時期はまだ承知いたしておりませんが、建設省のほうでもまだはっきりしないようございまして。

○森本委員 しかし、大体こういう法律を出して審議を願うときには、ほんとうはそういう問題は一応明らかにできるような形にしておかなければいかぬですよ。しかし、あなたを責めたところではしょうがないのであつて、ほんとうは局長が責任があるわけだが、局長に聞いてもわからぬからこれ以上聞かれません、そういうことはやはり明らかにしておかなければいかぬので

それから、これは結局建築の届け出を要するということになるわけでありまして、建築の届け出のものが年間全国どの程度になりますか。

○宮川政府委員 全国では遺憾ながらちよつと予測がつかないが、東京都におきましては、四件くらいのもので三十九年度にあるうかと思ひます。

○森本委員 予測がつかぬことはない。やはりこういう法律をつくるるとき

には、全国的にどうなつて、東京ではどうなると、あらゆることを全部調べて法律を出さなければいかぬ。ついでに聞きますが、地方で届け出を受けるところはどの官庁が受けま

○宮川政府委員 都道府県知事でございまして。

○森本委員 都道府県知事といつたつて、これは電波監理当局に対する、郵政大臣に対するやつはどうなるんですか。都道府県知事ということがあ

○宮川政府委員 失礼いたしました。建築関係の届け出かと思ひましたが、電波関係は地方電波監理局でござい

○森本委員 各県庁所在地の場合はどうなるか。

○宮川政府委員 その県を管轄しております地方電波監理局に届け出なければなりません。

○森本委員 各県に電波監理局の出張所があるところとないところがありま

○宮川政府委員 あるところとないところとございまして。

○森本委員 あるところはあるところ

○宮川政府委員 現在、出張所とい

務が非常にふくそうするというようなことになりました場合には適當なことを考へなければならぬと思ひます。

○森本委員 出張所があるところは出張所に書類を出して、出張所が電波監理局に送って、電波監理局がそれを受理する、こういう形をとってやったほうが非常にやりやすいではないか。たとえば四国管内の場合、高知にあるのにわざわざ山を越えて松山まで行かなくてはならぬことはないか。なななところはやむを得ぬから、それは地方の電波監理局に直接持つて行かす、あるところは出張所を通じてやらす、こういうことはできませんか。電波監理局長もちつと地方へ出て、遊びがてらにやなして、現実に自分の部下がどういふふうになつて、どういふところにどういふふうのことは視察をする必要があるよ。

○宮川政府委員 国会が終わればすぐにも出かけていきたいと思います、遺憾ながら現在まだ時間を持ちませんが、回つておらないことは事実であります、ただいま御指摘の点につきましては、確かに地方の出張所でこういう事務ができればそれに越したことはないと思ひますので、検討させていただきます。

○森本委員 それで電波監理局は、いま有線放送電話の問題を取り扱つておつても、それも手一ぱいでなかなか回らねる。それからまたこの仕事かふえるといふのであります、一体今年度電波監理局の定員増は何人ですか。

○宮川政府委員 電波監理局関係といひましたは、研究所の定員増二十一名だけでございます。

○森本委員 それから電波監理当局の

地方電波監理局の旅費、出張予算というやうなものについての増額は、去年度から比べてどの程度になつておりますか。

○宮川政府委員 ちつと詳しい数字を知らないでまことに申しわけございませんが、たいした増額は無いものと思ひます。

○森本委員 ばくが言つてゐるのは、こういうふうな法律が施行されるといふときには、やはりその法律の施行に際してそれ相当の旅費というものがつやうといふことではないか、はつきり言つてまじめな仕事ができぬ。だから、電波監理当局があつたおかしな汚職が出て、新聞に出て、全くみづともない話なんでありまして、ひとつこつこつという点は、法律を出すならば出すで、それだけの人員と経費というものはきちんとして郵政省は組むといふふうな、綱紀の肅正と同時に、そういう点もやはりがっちり考へていかなければならぬ。その辺どうですか大臣、どうも聞いてみると、法律だけが先行して肝心の予算あるいは人員についてはあまり電波監理当局というものは優遇されない。それに、さらに電波監理局の要員といふものは、一般の郵政関係の特別会計の職員から見ると、これは普通通職の職員であつて、前々からこの特別職の要員と同じようにせよといふことが言われているにかかわらず、ほとんどできておらぬ。そこへもつてきてああいうふうな汚職が起きて、まことにみつともない話であつて、ああいうことは綱紀肅正で絶対に二度と起こらないやうに郵政大臣もやらなければならぬ、こう思ふわけでありまして、そ

ういふ点については、その職員の士気の弛緩、あるいはまた全体的な士気の弛緩といふこともある程度あると思ひますけれども、やはりどこかそういうところにつけ入れられるところの官庁機構といふものもあるのではないか、そういうことを考へた場合に、やはり大臣は、そういうこまかいところまで気を配つて、予算の確保、人員の確保といふ点についてはやつてやると同時に、いわゆる綱紀の肅正、あるいは上からの命令は下ですつと通る、こういう形の官庁の機構といふものをきりきりさせなければならぬといふ点が一番の重要な点であるといふ思ふ。百

万だ法律を改正しても、その施行を行なうところの人間が悪かつたならば何にもならぬ。さらにその経費の裏づけがなければ何にもならぬ。人員の裏づけがなければ何にもならぬ。そういう点については、予算も通つておりますけれども、ひとつ今後十分に大臣はそういう点の配慮と考慮を行なつて、なおかつ部内の綱紀肅正といふ点については断固とした態度をとつてやつていただきたいといふことを大臣に要望いたしますけれども、最後に大臣の所感を聞いて私は質問を終わりたい、こう思ふわけですが。

○古池國務大臣 最近電波監理局におきまして不祥事が発覚いたしましたことは、まことに遺憾な次第でございます、最高責任の立場にある私といたしまして、ほんとうに申しわけないことと考へております。私は、昨年就任以來、特に綱紀肅正といふ問題につきましては、非常にやかましく言ひまして、部内の職員各位の自覚を促して今日までまいつたのであります、最

近きやうな問題が発見されたということは、返す返すも非常に残念に存じております。ただこの不祥事件が部内の職員の旅費が非常に窮屈であるから起こつたものとも断ずることはできないと思ひますけれども、しかしながら、一般会計においては旅費が非常に窮屈であるといふことは、御指摘のとおりであります。それはわが郵政省の電波監理行政のみならず、特別会計に比しますると、一般にどの省においても一般監督行政のほうの旅費は非常に窮屈なやうでございます、大蔵省がなかなか旅費に對してはさういふひもをかたく締めておるやうでございます。しかしながら、それが大蔵省の立場としてはやむを得ない点もあるかと思ひますが、私どもとしては、この仕事を完全に進めていくために、必要な旅費は最小限度確保したい、さういふ考えで今後も努力をいたしてまいらうと思ひます。

○森本委員 質問をよく聞いておいてもらいたいと思ひますが、まだ忘れておる点は、要員の確保といふ点と、それから同じ郵政省の中におりながら、一方は一般職の俸給表が適用されておる、一方は特別職の俸給表が適用されておる、そういうことによつてなかなか電波監理局の下の方には行きませんが、こういう考へ方もあるわけでありまして、これも長い間の懸案事項でありますけれども、やはりこういう問題についても大臣は十分に考へてやつてもらいたい。この要員の問題と待遇の問題についても、綱紀肅正と同時に、やはり大臣が十分に考へていてもらいたいといふことを言つておるわけでありまして、その二つについても大臣

の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○古池國務大臣 要員の点につきましても、旅費と同様に、やはり政府部内における査定が非常にきびしいわけでございます。したがつて、本年は二十一名の要員を増員いたしました、しかしこれはいま最も緊急を要する研究所のほうに回さざるを得ないことになりまして、特に地方の電波監理局には増員をすることはできなかったものでございますが、今後増員についても十分努力をいたしたいと思ひます。

また、同じく郵政省内にありながら、郵政事業の特別会計のほうの職員と一般監督行政のほうの職員との間に、待遇においてふつり合ひがあるといふことは事実でございますが、これもできるならば、同じ郵政省の屋根の下にある職員でありますから、同一の待遇条件を確保するのが当然であると思ひますが、また一面から考へますと、一般職の一般監督に従事する職員は、他の各省との振付合ひといふことがございまして、政府部内でもなかなかわれわれの考へております要求が容易に通らない、そういう実情にございまして、これらは政府全般の問題として今後十分に研究をして、待遇の上にな均衡なからしめるということが理想であらうと思ひますので、そういう線に沿つて私どもも微力ながら今後努力を重ねてまいりたい、こう考へております。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、次会は明後十二日午前十時から理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時四十四分散會

第一類第十一号 通信委員會會議録第二十九号 昭和三十九年六月十日

一

一

[illegible]